

【第1問】

設問A

中小企業等協同組合法に定められている組合の「基準及び原則」について

戦	後	の	中	小	企	業	の	組	織	化	は	、	経	済	民	主	化	の	
徹	底	と	独	占	禁	止	法	の	適	用	除	外	の	要	件	と	を	備	え
る	中	小	企	業	等	協	同	組	合	法	を	主	軸	と	し	て	展	開	さ
れ	て	き	た	。	同	法	第	5	条	に	、	次	の	4	つ	の	基	準	と
2	つ	の	原	則	が	掲	げ	ら	れ	て	い	る	。						
基	準	は	、	設	立	認	可	及	び	独	占	禁	止	法	適	用	除	外	
の	要	件	と	し	て	①	相	互	扶	助	目	的	、	②	組	合	員	の	加
入	脱	退	は	任	意	、	③	議	決	権	・	選	挙	権	は	出	資	口	数
に	か	か	わ	ら	ず	平	等	、	④	剰	余	金	の	配	当	は	主	に	事
業	の	利	用	分	量	に	応	じ	て	し	、	出	資	配	当	は	制	限	、
の	4	点	が	定	め	ら	れ	て	い	る	。	原	則	は	、	組	合	運	営
の	指	針	で	①	組	合	員	の	事	業	に	直	接	奉	仕	す	る	こ	と
を	目	的	と	し	、	特	定	の	組	合	員	の	利	益	を	目	的	と	し
ない	、	②	組	合	を	特	定	の	政	党	の	た	め	に	利	用	し	て	
は	な	ら	な	い	、	の	2	点	が	定	め	ら	れ	て	い	る	。		
こ	の	基	準	・	原	則	は	、	1	8	8	4	年	に	英	国	の	ロ	
ッ	チ	デ	ー	ル	組	合	が	定	め	て	以	来	、	世	界	の	協	同	組
合	の	指	導	理	念	と	し	て	今	日	ま	で	受	け	継	が	れ	て	き
た	も	の	で	、	中	小	企	業	等	協	同	組	合	法	も	こ	れ	に	基
づ	い	て	い	る	。														